

## 保税蔵置場許可書

平成26年12月11日

福岡倉庫株式会社  
代表取締役 富永 太郎 殿

門司税関長 廣田 恒一



平成26年11月14日付で申請のあった保税蔵置場については、関税法第42条の規定により、下記のとおり許可する。

### 記

蔵置場の名称 福岡倉庫株式会社多の津

所 在 地 福岡県福岡市東区多の津二丁目9番8号

営業用・自家用の別 営業用

蔵置場の構造 鉄骨造スレート葺平屋建

棟数及び面積 1棟のうち一部 776m<sup>2</sup>

蔵置する貨物の種類 輸入一般貨物

許可期間 自 平成27年1月1日  
至 平成32年12月31日

### 許可条件

- 1 蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、あらかじめ税関長に届け出ること。
- 2 保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者(許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。)に変更があった場合(特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。)には、遅滞なく税関長に届け出ること。
- 3 保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して、2年間を経過するまでの間(その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間)保存すること。
- 4 関税法第43条第3号から7号に該当することとなった場合には直ちに届け出ること。
- 5 関税法43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ関税法第43条の3第1項による承認を受けること。
- 6 内部監査人による評価・監査を原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すること。
- 7 蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じること。